

# 東小金井駅北口土地区画整理事業 施行予定箇所図 (平成23~25年度)

### 【移転・工事等の流れ】

#### ①補償調査

補償内容を確認するため、敷地や建物の中に立ち入らせていただき、補償物件を調査し、補償金額を算定いたします。算定後は権利者に補償金額を提示し、内容を説明した上で、ご理解を得て、補償金額に承諾していただきます。

#### ②建物・工作物等の移転 (調査から1~数年後)

補償承諾後に、権利者の皆さまは建物等の撤去・曳家の工事をさせていただきます (※)。

#### ③道路の築造工事 (移転後~数年後)

上下水道等の整備や道路を築造します。

#### ④宅地の整地工事 (移転後~数年後)

宅地となる場所の整備をします。

本箇所図ではこの③④の箇所を表示しています

※工事の施行箇所に含まれている箇所でも、建物が移転対象とならない場合もあります。

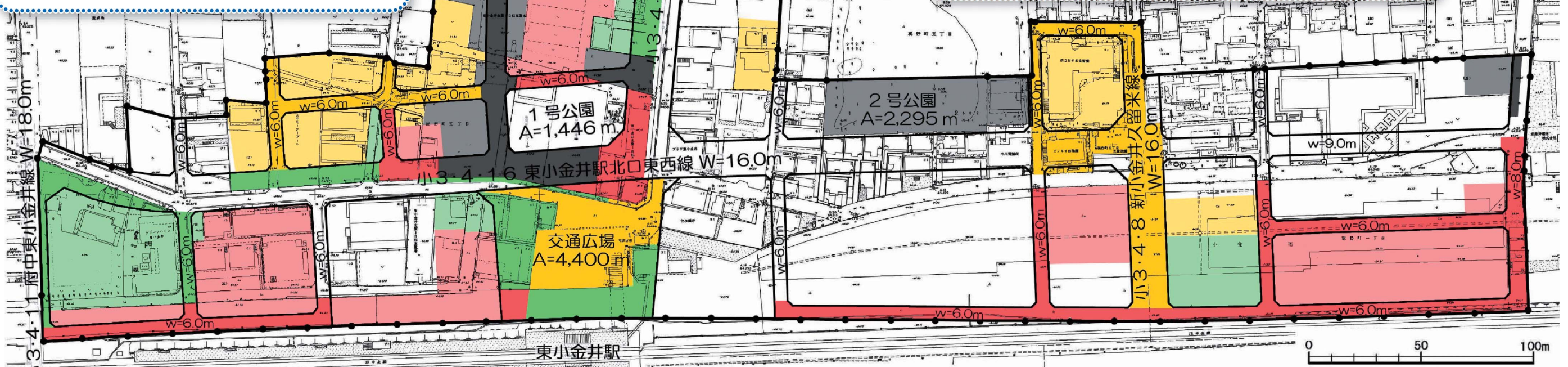
凡 例		年 度
道路	整地	
■	■	道路・整地工事済み
■	■	平成23年度
■	■	平成24年度
■	■	平成25年度

※前号 (第39号) までは、補償・移転・道路工事・整地工事を一括した予定範囲を表示していましたが、今号から事業の進捗等を明確にするため、「道路工事・整地工事」に絞って表示しています。  
※事業期間を平成31年度まで延伸する予定です。

● お手数ですが、移転時期等の詳細については区画整理課事務所にお問い合わせください。

☎ 042-388-0771

工事の実施年度は、諸事情により変更する場合があります。また、工事を施工した箇所でも、再度工事を行うこともありますので、ご承知おきください。



### ■ 従前地の建築について

土地区画整理事業区域内で次の行為をされようとする方は、東京都知事許可が必要になります。

- ① 建築物その他の工作物の新築・増改築・土地の形質の変更
- ② 5トン以上の物件の設置もしくは堆積

具体的な建物の移転等の計画がある方については、市に相談していただくようお願いいたします。事業進捗上支障となる場合は、不許可となることもあります。また、許可を得ない場合、将来の移転・除却の費用が補償されない場合がありますのでご注意ください。

### ■ 借家人に対する補償について

アパート等に対する補償については、移転するおおよそ一年程前に、借家人と貸主それぞれに必要な補償の説明を行います。

建物の移転は、原則として曳家工法 (建築物を解体せず全体をジャッキなどで持ち上げて別の場所に移動させる工法) で行います。建物を移動している期間は、通常、別のところに仮住まいして頂くこととなりますので、借家人には、引越しに要する費用や仮住居に関する費用等を補償いたします。

また、補償の支払いについては、その建物の関係者すべて (借家人全員と貸主) の合意を得ることが必要となりますので、合意前の退去については、事前にご相談ください。

なお、補償の内容については、個別にご説明をさせていただきますので、お気軽に区画整理課事務所までお越しください。